



入院時食事療養に係る食事療養及び入院生活療養費に係る
生活療養の費用の額の算定に関する基準

「入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）」
上記の届出を行っています

1. 受理番号 （食）第358号
2. 受理日 平成8年9月1日
3. 基準について
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を
適時適温で患者様に提供し
夕食に関しては18時以降の提供とします

日本医療機能評価機構認定病院
救急指定 唐津第一病院